

# 九電力企業と減価償却(三)

大橋英五

はじめに

- 一 電力再編成と減価償却
    - (1) 電力再編成期の電力企業
    - (2) 資産再評価
  - 二 減価償却の規定(以上、第三十五卷第一号所載)
  - 三 減価償却の実態
    - (1) 九電力の減価償却
    - (2) 主要電力企業の減価償却
    - (3) 九電力の実質利益率(以上、本号所載)
  - 四 設備投資と資金の源泉
  - 五 電気料金と減価償却
- むすびにかえて

### 三 減価償却の実態

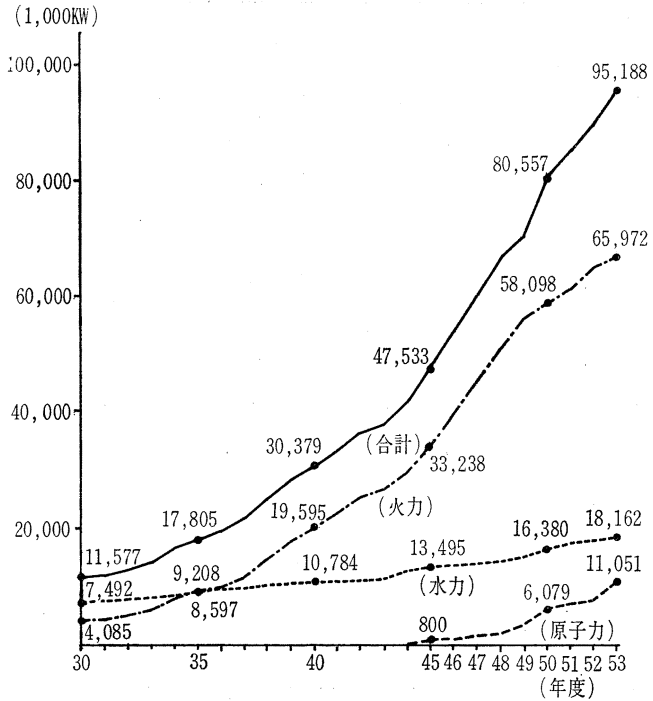
#### (1) 九電力の減価償却

わが国電力企業の減価償却の一般的な状況をまず検討しておこう。第12表は日本銀行の『主要企業経営分析』にもとづいた九電力企業の一般的な状況である。減価償却の状況を検討するに先だって総資本、固定資産、売上高などの推移をみると、わが国経済の基幹的なエネルギー産業としての九電力は、全体として、わが国経済の高度成長に対応して、急速に拡大してきたことがわかる。まず、総資本の状況をみると、創設以来、一貫して着実かつ急速に増大してきている。また装置産業としての電力企業では、総資産に占める固定資産の額は圧倒的に高い割合をしめ、莫大な額になっている。固定資産の額は、急速に増大しており、電力企業の総資産の拡大は、固定資産の拡大であったといえる。特に最近の、総資本および固定資産の増加は著しいものであることがわかる。

固定資産の増大について、第1図によって補足しておく、とくに戦後の電力設備の増加は、火力発電設備を中心になされてきたことを指摘しておかなくてはならない。第1図によると、昭和三〇年当時には火力発電設備四、〇八五千KW(全体の三五パーセント)、水力発電設備七、四九二千KW(全体の六五パーセント)であったが、昭和四五年には火力三三、二二八千KW(七〇パーセント)、水力一、三四九五千KW(二八パーセント)と火力発電設備が著しく増大した。また、昭和四五年頃より原子力発電設備が増加し、昭和五三年度には発電設備全体の一二パーセントにも当る一、〇五一千KWにも達した。戦後の電力企業の固定資産の増大は、とくに火力発電設備の増大によっていた。

売上高の状況をみると、以上の総資本、固定資産の増大に対応して、急速に増大してきた。特に、昭和四八年の石

第1図 発電設備の推移 (九電力)



注 『電気事業の現状』(昭和54年版, 通産省資源エネルギー庁公益事業部監修) 49ページ。

油危機以降は、後に検討するように電気料金の相つぐ値上げによって大幅に売上高が増大してきていることがわかる。さらに戦後のわが国電力企業は、継続的な設備投資による固定資産の増大と莫大な電力需要にともなう売上高の増大によって安定した経常利益を実現してきた。特に、後に詳しく検討するように昭和三六年頃から昭和四五年頃にかけては、高い水準の経常利益を実現していた。

以上のような一般的な経理状況のもとで減価償却はどのような状況にあったであろうか。第12表によって減価償却費の総費用に占める比率をみると、昭和二六

年から二八年までは一〇パーセント未満であったが、昭和二九年から昭和三八年にかけては一三〜一五パーセント前後にも上昇している。さらに、昭和三七年から四七年にかけては、一八〜二一パーセントもの高い水準の減価償却費が計上されていたことがわかる。これは、昭和三〇年代の大規模な電源開発にともない固定資産が急増したこと、ま

経 理 状 況

(単位 100万円)

決算期 昭 和	使 総 資 用 本	固定資産	売 上 高	減 価 償 却 費	経 利 常 益	対 総 費 用 償 却 費 (%)	償 却 率 (%)
40 上	2,740,319	2,530,552	452,054	62,672	42,168	19.90	7.36
40 下	2,826,469	2,622,201	475,638	83,897	42,903	19.07	7.19
41 上	2,925,745	2,710,404	502,864	88,661	46,743	19.17	7.46
41 下	3,002,245	2,785,755	544,391	99,122	48,159	19.72	8.12
42 上	3,092,564	2,852,026	579,565	114,940	51,405	21.50	9.31
42 下	3,138,814	2,921,917	623,057	113,486	54,033	19.69	8.88
43 上	3,261,987	3,015,763	645,571	115,833	55,176	19.40	8.90
43 下	3,395,525	3,135,185	689,485	119,235	68,263	18.94	9.04
44 上	3,588,457	3,297,553	732,749	126,499	73,935	18.97	9.17
44 下	3,763,372	3,469,315	786,902	127,408	78,011	17.73	8.91
45 上	4,010,167	3,666,850	836,489	139,112	78,680	18.13	9.27
45 下	4,265,517	3,916,645	872,369	143,225	83,568	17.87	9.05
46 上	4,629,380	4,191,125	911,271	148,258	80,597	17.62	8.87
46 下	4,968,855	4,528,577	941,121	158,039	84,884	18.21	9.22
47 上	5,247,989	4,816,916	1,005,859	174,154	80,566	18.55	9.40
47 下	5,791,216	5,195,877	1,055,062	167,656	90,502	17.15	8.63
48 上	6,240,815	5,743,422	1,156,447	165,736	73,472	15.09	7.63
48 下	6,772,310	6,248,690	1,189,368	130,907	50,918	10.40	5.70
49	8,150,642	7,331,128	3,657,501	314,767	142,700	8.50	5.43
50	9,274,181	8,369,940	4,195,511	370,198	225,242	8.71	5.49
51	10,775,998	9,728,776	5,125,259	505,404	357,739	9.75	6.32
52	12,264,333	11,235,822	5,835,874	510,605	511,271	9.18	6.03
53	14,656,076	13,569,841	5,997,402	653,751	503,981	10.79	5.97
54	16,941,327	15,522,564	6,663,883	708,912	126,237	10.55	5.54

九電力企業と減価償却(二)

九六

減価償却費)である。

第12表 九 電 力 の

決算期 昭和	使 総 資 本	固定資産	売 上 高	減 価 却 費	経 常 利 益	対 総 費 用 費 却 費 (%)	償却率 (%)
26 上	372,595	342,144	51,709	3,197	△1,059	5.99	2.03
26 下	401,991	364,156	73,186	5,241	△2,161	6.87	3.14
27 上	477,865	430,245	79,599	6,370	1,733	8.10	3.43
27 下	523,815	474,621	97,121	6,903	2,165	7.19	3.48
28 上	583,521	527,177	91,930	8,435	4,201	9.48	3.95
28 下	636,376	579,338	109,224	10,426	4,971	9.81	4.25
29 上	813,504	757,372	96,643	11,639	5,035	12.58	3.54
29 下	854,408	792,432	117,099	14,643	5,473	12.97	4.13
30 上	892,808	829,916	118,495	16,783	6,524	14.71	4.49
30 下	937,790	874,714	130,222	17,156	6,944	13.71	4.29
31 上	980,809	915,491	131,873	18,224	7,056	14.33	4.40
31 下	1,046,196	980,011	145,454	17,973	7,181	12.80	4.11
32 上	1,141,548	1,052,075	156,028	17,452	7,769	11.65	3.80
32 下	1,224,665	1,136,773	162,913	19,717	9,506	12.75	4.05
33 上	1,325,805	1,224,428	164,776	20,637	11,083	13.27	4.03
33 下	1,418,505	1,313,374	178,331	25,059	14,184	15.07	4.54
34 上	1,524,293	1,399,642	185,998	25,657	13,719	14.69	4.38
34 下	1,608,138	1,483,211	210,618	29,440	17,981	15.07	4.57
35 上	1,693,487	1,562,054	226,032	31,524	18,522	14.98	4.75
35 下	1,852,472	1,679,269	259,399	38,449	21,099	15.91	5.19
36 上	1,942,014	1,798,588	270,965	39,750	21,233	15.67	5.13
36 下	2,075,391	1,927,485	303,955	48,199	25,423	17.10	5.84
37 上	2,203,199	2,041,325	308,144	53,438	28,918	18.93	6.15
37 下	2,351,989	2,168,494	354,947	61,006	36,313	18.93	6.73
38 上	2,447,673	2,264,558	351,506	59,724	38,129	18.82	6.20
38 下	2,527,814	2,345,358	387,492	68,938	43,551	19.68	6.59
39 上	2,591,581	2,405,667	402,787	73,136	38,603	20.50	6.99
39 下	2,636,094	2,456,842	434,122	80,914	44,619	20.44	7.29

九電力企業と減価償却 (一)

九七

注 (1) 昭和49年以降は1年決算である。償却率は減価償却費÷(償却資産+

(2) 『主要企業経営分析』(日本銀行)より作表。

た後に指摘するように定率法による償却が実施されるに至ったことによる。さらに、すでに指摘したように昭和三六年には機械装置を中心に平均二〇パーセントの耐用年数の短縮、また昭和三九年にも機械装置を中心に約一五パーセントの短縮がなされたことによる。この短縮によって、例えば、三九年度には、定額法で一〇九億円、定率法では一八八億円もの償却範囲額の増加となったという。<sup>(42)</sup>その後、石油危機を契機として減価償却費の総費用に占める割合は低下し一〇パーセント前後となっている。また、償却資産に対する減価償却費の割合である減価償却率の状況をみると、九電力の設立当初は二〜三パーセントであったが次第に増加して昭和三五年頃には五パーセント前後にも上昇した。その後さらに上昇を続け、石油危機までの昭和四〇年代には八〜九パーセント前後の高い水準を維持していた。近年では、減価償却率は五〜六パーセントに低下している。

電力企業では、固定資産が急速に増大し、売上高もこれに対応して急速に増大してきた。これにともなって総費用が拡大してきたことはいうまでもない。固定資産、総費用の拡大のなかで、減価償却費の総費用に占める割合、および減価償却費の償却資産に対する割合が、昭和三七年頃まで急速に拡大し、それ以降一〇年間あまりにわたって高い水準にあった。そして石油危機を契機として低下してきた。

以上の減価償却費の推移を、さらに他の費用との関連で、第13表によって位置づけておこう。第13表によっても、減価償却費が総費用に占める割合は、昭和三七年から四七年にかけて高い割合になっている。ところで固定資産価値の維持のための費用として減価償却費と密接な関連をもって計上されると一般に指摘されている修繕費の状況を見ると、減価償却費の増減とは直接に関係なく一貫して一〇パーセント前後の割合となっている。このことは、逆に減価償却費の計上が政策的、弾力的に計上されてきたことを示しているともいえよう。さらに、電力企業の大規模な設備投

第13表 九 電力の費用構成

(単位 %) )

年度	昭和	人件費	燃料費	修繕費	支払利息	減価償却費	その他
29		25.6	13.9	12.6	9.5	12.4	26.0
30		24.8	13.0	12.8	10.7	13.8	24.9
31		22.7	16.6	12.7	10.9	13.2	23.9
32		21.4	20.2	10.6	11.6	11.9	24.3
33		21.0	15.4	10.9	13.1	13.7	25.9
34		19.3	18.2	11.1	14.0	14.2	23.2
35		16.8	21.2	10.7	13.5	14.6	23.2
36		16.9	17.8	10.7	14.1	15.7	24.8
37		17.1	17.1	8.3	14.3	18.1	25.1
38		17.6	15.7	8.8	14.2	17.9	25.8
39		16.5	16.0	9.2	14.1	19.7	24.5
40		17.4	14.7	10.1	13.1	18.6	26.1
41		17.0	15.1	10.0	12.2	18.7	27.0
42		16.2	16.6	10.7	11.2	18.1	27.2
43		16.7	16.1	10.9	10.6	17.7	28.0
44		16.7	16.8	11.1	10.1	16.5	28.8
45		17.3	16.8	10.7	10.2	16.9	28.1
46		17.2	17.9	9.4	10.8	17.0	27.7
47		17.0	19.4	9.2	11.0	16.9	26.5
48		16.6	29.6	8.3	11.1	12.3	22.1
49		14.5	39.1	5.9	9.9	8.0	22.6
50		13.9	36.9	6.2	10.3	8.0	25.1
51		12.5	34.5	8.2	10.1	9.0	25.7
52		12.4	33.2	9.5	10.3	8.7	25.9
53		12.9	26.7	11.1	10.9	10.3	28.1

九電力企業と減価償却 (二)

九九

注 (1) 昭和39年以前と後では勘定科目の構成がことなり一部連続しない。

(2) 『電力百年史, 前編』政経社より作表。

資による合理化の結果、人件費の割合は着実に低下してきており昭和三〇年当時には二五パーセント前後であったものが、昭和五三年頃には半分の一二パーセント前後にも低下してきた。減価償却費の高い割合での計上も、こうした人件費の縮小を基礎に実現されてきたという側面をみのがしてはならない。さらに、昭和三七年から四七年にかけての高い水準の減価償却費の計上は、大幅な借入金による設備投資にともなう昭和三九年頃までの高水準の支払利息、また昭和四八年の石油危機以降での燃料費の割合が上昇したことと対応して、政策的に展開された状況をよみとることができると。以上のように検討してみると、電力企業の減価償却の性格を明らかにするためには、とくに火力発電設備の増大による企業規模の拡大のなかで、大幅な減価償却が実施された昭和三七年頃から四七年頃の状況を分析する必要があるのである。この時期の減価償却の状況については、すでに菅原秀人教授によって詳細な分析がなされている。

菅原教授の分析によりながら九電力企業の減価償却の状況を検討しよう。菅原教授は「電力会社における会計実務がいかに継続性を無視しておこなわれ、無原則的かつ恣意的な会計になつてゐるか」<sup>(43)</sup>を明らかにするため、減価償却を中心とする実態を詳細に検討された。菅原教授は、昭和三七年九月期から四七年九月期までの二一事業年度にわたる減価償却費の拡大の状況を九電力企業について分析された。減価償却費の拡大は、第14表に示すように、1 減価償却方法の変更による償却費の増加、2 耐用年数の変更(短縮)による償却費の増加、3 特別償却引当額、4 租税特別措置法第四三条の規定による特別償却額および同法第四七条の規定による割増償却額の合計額によって損益計算書における法人税等控除後当期純利益を縮小している。さらに、利益剰余金計算書において、5 原子力発電工事業償却準備引当額(取崩額控除、電力会社によっては損益計算書に計上している場合もある)、6 固定資産償却損(過年度償却損、臨時償却費、固定資産評価損)、7 小額備品償却損を計上して未処分利益剰余金当期増加高、また当期未処分利益



剰余金を縮小表示している。<sup>(4)</sup>

第14表によると、損益計算書での減価償却費の拡大は、とくにすでに指摘した租税特別措置法による特別償却、割増償却が大きな地位を占めていることがわかる。この期間の損益計算書での九電力償却増加額の四七パーセントにも当る四九四億もの額が計上された。さらに、従来の定額法から定率法への減価償却方法の変更によって三〇一億円（全体の二九パーセント）の償却費の拡大を実現した。また、税法の耐用年数の変更をテコにした耐用年数の短縮によって一二五億円（全体の一一パーセント）の償却増となった。さらに利益剰余金計算書では、原子力発電工事償却準備引当と固定資産償却損（過年度の償却修正、臨時償却、固定資産評価損）によって、それぞれ二六二億円、二六七億円の償却増を実現した。この両者で利益剰余金計算書での償却増の九七パーセントを占めている。しかも、こうした減価償却費の増大は、東京電力、関西電力、中部電力などの巨大な電力会社において顕著にあらわれている。損益計算書での増加額では、この三社で全体の七八パーセント、さらに利益剰余金計算書での増加額では全体の六六パーセントを占め、損益計算書と利益剰余金計算書の合計では全体の七四パーセントにも達する。電力企業が高蓄積を実現した時期の政策的な償却費の増大は、とくに巨大な電力企業によって実施されたことがわかる。

さらに、第14表によって減価償却費の増大と利益額との関連をみておこう。まず九電力全体についてみると、損益計算書のレベルでは法人税等控除後当期純利益にたいする償却費増加額の割合は一〇パーセントを占め、なかでも東京電力、関西電力が二八パーセント、二一パーセントと大きな割合となっている。さらに、未処分利益剰余金当期増加高また当期未処分利益剰余金にたいする損益計算書、利益剰余金計算書での償却費増加額の割合は、九電力全体で二八パーセント、一九パーセントにも達している。ここでも北陸電力のように過年度の償却修正などによって高い割

増加状況(昭和37年9月～47年9月決算)

(単位 100万円)

余金計算書			合計	D	A/D	E	C/E	F	C/F
6	7	小計 B	A+B		(%)		(%)		(%)
3,907	1,047	6,962	52,164	160,080	28	186,140	28	242,547	22
11,214	503	16,034	28,880	108,743	12	104,771	28	132,072	22
472	345	13,204	37,034	113,693	21	113,501	33	197,900	19
60	88	4,753	6,662	11,767	16	28,559	23	37,534	18
6,394	149	6,543	7,022	24,393	2	25,392	28	28,028	25
2,426	415	2,491	9,111	52,033	13	1,870	16	67,453	14
866		304	3,937	18,710	19	18,817	21	21,100	19
	296	3,005	11,472	52,116	16	53,638	21	62,779	18
1,375	115	1,482	3,165	27,486	6	31,826	10	40,629	8
26,714	2,958	54,778	159,447	1,038,021	10	564,514	28	830,042	19

九電力企業と減価償却(二)

よび同法47条の規定による割増償却の合計額  
 電力会社によっては損益計算書に計上)  
 費, 固定資産評価損)

表。

合を占めている企業もあるが、全体として、東京電力、関西電力、中部電力などの巨大な電力会社において高い割合となっていることがわかる。菅原教授はこのような減価償却費の増大とならんで、多額な引当金、準備金の計上によって、電力会社の未処分利益剰余金が低位平準化している事実を明らかにされている。<sup>(45)</sup>

電力企業では、巨大な電力企業を中心にして様々な名目によって減価償却費を増大させていることが菅原教授の分析によって明らかになった。こうした状況を、さらに第15表によって検討しておう。第15表は、各電力会社別に昭

第14表 九電力減価償却費の

会 社	損 益 計 算 書						利 益 剰	
	1	2	3	4	5	小計 A	3	5
東 電	16,440	5,439		10,938	12,385	45,202		2,008
中 電	3,560	1,349		7,937		12,846		4,317
関 西	△1,719	2,011		23,538		23,830		12,387
中 国	1,311	598				1,909		4,605
北 陸	224	183		72		479		
東 北	3,791	169	350	2,310		6,620	△350	
四 国	1,482	299	561	1,291		3,633	△562	
九 州	4,472	1,062	211	2,722		8,467	△212	921
北 海 道	592	443	8	640		1,683	△ 8	
合 計	30,153	11,553	1,130	49,448	12,385	104,669	△1,132	24,238

注 (1) 項目の内容は次のようである。

- 損益計算書関係
1. 減価償却の方法の変更による償却費の増加額
  2. 耐用年数の変更(短縮)による償却費の増加額
  3. 特別償却引当額
  4. 租税特別措置法第43条の規定による特別償却
- 利益剰余金計算書関係
5. 原子力発電工事償却準備引当額(取崩額控除)
  6. 固定資産償却損(過年度償却修正損, 臨時償却)
  7. 小額備品償却損
- D 法人税等控除後当期純利益  
E 未処分利益剰余金当期増加高  
F 当期末処分利益剰余金

(2) 菅原秀人「電力会社の会計(二~四)」(『会計』106巻3~5号)より作

和三七年九月期から昭和四七年九月までについて前述の償却費の増加額、減価償却費(有形固定資産)、収益の状況さらに昭和四七年九月期の固定資産、使用総資本の額を示した。これによっても、すでに指摘したように、東京電力、関西電力、中部電力の大手電力会社が大きな比重を占めていることがわかる。この三社で固定資本では全体の六七パーセント、収益では六五パーセントを占めるというように、電力企業ではその規模、収益力において大きな格差がある。こうした格差は、減価償却の実施においても顕著に現われている。すなわち、減価償却費に対する償

第15表 九電力の償却等の状況 (単位 100万円)

会社	償却増加額 (A)	償却額 (B)	収益 (C)	固定資産 (D)	総資本	A/B (%)	A/D (%)	B/C (%)
東電	52,164	710,466	3,972,475	1,181,084	1,627,645	7.34	4.41	17.8
中電	28,880	307,765	1,883,189	578,950	740,274	9.38	4.98	16.3
関西	37,034	442,754	2,485,009	737,502	1,072,741	8.36	5.02	17.7
中国	6,662	124,475	840,403	193,639	321,630	5.35	3.44	14.7
北陸	7,022	66,423	527,656	147,160	211,981	10.57	4.77	12.5
東北	9,111	189,408	1,224,712	339,427	465,455	4.81	2.68	15.4
四国	3,937	68,673	418,541	126,860	181,286	5.73	3.10	16.3
九州	11,472	178,162	1,167,782	286,160	444,067	6.43	4.00	15.2
北海道	3,165	84,239	476,320	134,208	182,910	3.75	2.35	17.6
合計	159,447	2,172,365	12,996,087	3,724,990	5,247,989	7.33	4.28	16.7

九電力企業と減価償却 (一)

- 注 (1) 「償却増加額」「償却額」「収益」は昭和37年9月～47年9月期の総額であり、「固定資産」「総資本」は昭和47年9月期末現在の値である。
- (2) 「収益」は電気事業財務収益、営業外収益を含む。「償却額」は有形固定資産の償却額である。
- (3) 菅原秀人「電力会社の会計Ⅲ」(『会計』106巻5号、55ページ)を中心に作表。

一〇四

却増の割合、さらに固定資産額に対する償却増の割合をみると、一部の特殊な事情による事例を除いて、大手三電力会社が高い割合となっている。また、こうした状況は収益に対する減価償却費の割合をみても同様である。このように電力企業が大幅に減価償却を実施した時期の状況を検討してみると、大手電力企業によって減価償却が集中的に利用されたことがわかる。従って、次に東京電力、関西電力、中部電力の主要な三電力会社の減価償却の状況を、もう少し詳しく分析することにする。

(2) 主要電力企業の減価償却

(イ) 東京電力

東京電力の減価償却の状況をまず第16表によって検討しよう。第16表は東京電力が設立された昭和二六年から昭和四五年までの、減価償却費の決算計上額と電気事業固定資産額の状況、および決算計上額の定額

第16表 減価償却の状況（東京電力）（単位 100万円）

年 度	決 算 上 額 (A)	定額過不足額		定率過不足額		電 気 事 業 固 定 資 産 (B)	A/B (%)
		△	□	△	□		
26	1,707	△ 263	□ 87	△ 2,410	□ 41	77,016	2.21
27	2,710	358	115	△ 2,018	□ 57	80,567	3.36
28	3,732	915	133	△ 1,594	□ 70	93,472	3.99
29	6,069	2,049	151	△ 894	□ 87	143,776	4.22
30	7,308	2,686	158	△ 1,063	□ 87	165,253	4.42
31	8,281	2,647	147	△ 1,797	□ 83	185,944	4.45
32	7,175	456	107	△ 4,916	□ 59	214,005	3.35
33	9,306	725	106	△ 6,502	□ 59	266,311	3.49
34	10,742	—	100	△ 9,123	□ 54	306,231	3.50
35	13,010	—	100	△10,757	□ 55	362,590	3.58
36	19,496	2,541	115	△10,798	□ 64	446,137	4.37
37	35,967	15,140	172	—	□ 100	439,308	8.18
38	41,062	16,488	167	—	□ 100	568,375	7.22
39	53,774	22,446	172	1,438	□ 103	593,549	9.06
40	55,520	21,181	162	913	□ 102	643,385	8.63
41	59,100	20,019	151	△ 1,409	□ 98	683,930	8.64
42	65,627	21,611	149	△ 1,032	□ 98	756,938	8.67
43	73,496	23,810	148	—	□ 100	796,788	9.22
44	80,230	23,369	141	—	□ 100	904,645	8.86
45	94,007	24,062	134	—	□ 100	1,005,050	9.35

注（１）「電気事業固定資産」は帳簿価額である。

（２）『電気事業10年の統計』『電気事業20年の統計』（通産省公益事業局、電気事業連合会共編）786～787ページ、942～943ページより作表。

法に対する過不足額と定率法に  
 対する過不足額を示した。これ  
 によると、東京電力では設立以  
 来、急速に電気事業固定資産が  
 増大している。すなわち、昭和  
 二六年度には七七〇億円であつ  
 たものが一〇年後の昭和三五  
 年には三、六二五億円、さら  
 二〇年後の昭和四五年には一兆  
 五〇億円に増大した。こうした  
 固定資産の増大のもとで減価償  
 却はどのように計上されたであ  
 ろうか。減価償却の定額法範囲  
 額および定率法範囲額に対する  
 割合をみると、昭和二六年度か  
 ら昭和三六年度までは、概ね定  
 額法と定率法の中間的な値とな

推移 (東京電力)

(単位 100万円)

決算期 昭和年	期 取得価額	未 取得価額	当期 償却額	償 却 累計 額	減 価 却 率 (%)	減 価 却 率 (%)	減 価 却 方 法	償 過 不 計 額
47 3	1,715,701		52,584	707,609	3.06	41.2	〃	
9	1,818,647		52,836	756,309	2.90	41.6	〃	
48 3	1,888,456		54,276	793,716	2.87	42.0	〃	
9	1,976,191		53,947	839,368	2.72	42.5	〃	
49 3	2,068,643		39,704	872,409	1.91	42.2	定額法	
9	2,309,806		42,974	912,413	1.86	39.5	〃	
50 3	2,377,053		46,735	953,922	1.96	40.1	〃	
9	2,539,495		49,327	1,000,901	1.94	39.4	〃	
51 3	2,666,114		51,901	1,051,000	1.94	39.4	〃	
9	2,787,454		55,205	1,099,256	1.98	39.4	〃	
52 3	2,980,790		59,060	1,147,383	1.98	38.5	〃	
9	3,251,136		67,441	1,206,654	2.07	37.1	〃	
53 3	3,433,965	69,298(683)		1,264,036	2.01	36.8	〃	
54 3	3,974,623	172,063(3,251)		1,415,325	4.32	35.6	一部 定率法	
55 3	4,838,616		218,089	1,617,312	4.50	33.4	〃	

九電力企業と減価償却 (二)

得価額に対する当期償却額の割合であり、「減価償却累計率」は期末取得価額に法上の償却範囲額に対する過不足額である。「当期償却額」の( )内の値は、

っており、定率法以内での定額法以上の減価償却が実施されたことがわかる。さらに、昭和三十七年以降になると、定額法の償却範囲額を大幅に超えて、定率法による償却範囲額いっぱい償却を実施した。こうした償却額の増大は、決算計上額の電気事業固定資産額に対する割合の増大となって現われている。すなわち、昭和二六年から昭和三六年にかけては、電気事業固定資産に対する決算計上額の割合は三〇四パーセント程度であったが、昭和三十七年以降は八〇九パーセントにも上昇した。昭和三十七年以降の大幅な減価償却の増大は、すでに指摘した九電力全体の

第17表 減価償却の

決算期 昭和年	期 和月	期末 取得価額	当期 償却額	償却 累計額	減価 償却率 (%)	減価 償却率 累計 (%)	減価 償却 方法	償却 過不足 累計額
37	9	548,578	16,968	95,413	3.09	17.4	定率法	△39,173
38	3	579,892	18,980	113,679	3.27	19.6	〃	△37,505
	9	621,926	19,751	132,795	3.17	21.4	〃	△36,874
39	3	686,515	21,146	151,579	3.08	22.1	〃	△36,874
	9	724,828	25,807	176,455	3.56	24.3	〃	△31,563
40	3	756,232	27,742	201,321	3.66	26.6	〃	△27,598
	9	791,089	27,850	227,370	3.52	28.7	〃	△22,984
41	3	852,364	27,383	252,418	3.21	29.6	〃	△18,731
	9	894,072	28,716	279,535	3.21	31.3	〃	△14,140
42	3	941,305	29,997	308,835	3.08	32.7	〃	△10,032
	9	989,413	31,678	337,198	3.20	34.1	〃	△9,227
43	3	1,064,900	33,427	369,864	3.13	34.7	〃	△6,655
	9	1,111,739	36,346(485)	404,344	3.26	36.4	〃	△4,722
44	3	1,165,666	36,613(199)	438,660	3.14	37.6	〃	△3,470
	9	1,211,591	38,375(1,081)	476,435	3.16	38.2	〃	△1,474
45	3	1,338,964	40,976(1,142)	518,118	3.06	38.7	〃	△53
	9	1,410,662	42,806(619)	559,668	3.03	32.5	〃	
46	3	1,518,210	50,249(7,435)	609,281	3.30	40.1	〃	
	9	1,637,464	50,236	657,848	3.06	40.2	〃	

注 (1) 有形固定資産の減価償却の推移である。「減価償却率」は、期末取  
対する償却累計額の割合である。「償却過不足累計額」は、法人税  
内特別償却額である。

(2) 「有価証券報告書」より作表。

減価償却の実施状況と同様であ  
る。東京電力の減価償却は、設立  
後一〇年間は定額法と定率法の中  
間において実施され、その後、定  
率法によって大幅な減価償却が計  
上されたことが明らかになる。

さらに、その後の減価償却の状  
況を、第16表と時期的には若干重  
複させて、第17表によって検討し  
よう。第17表は有形固定資産の減  
価償却の状況を示した。これによ  
ると、東京電力の固定資産は、そ  
の後も急速に増大してきており、  
昭和四〇年九月期には取得価額で  
七九一億円にもなり、さらに一五  
年後の昭和五五年三月期には約六  
倍の四兆八、三八六億円にも増

大している。固定資産の著しい増大のもとで減価償却はどのように実施されたのであろうか。

第16表および第17表によると、東京電力では昭和三七年より有形固定資産については定率法によって償却を実施していた。ところが、石油危機による収益性の低下にともない、昭和四九年三月決算より定額法に変更し、減価償却額を縮小した。ところがさらに、近年では収益性の回復にともない一部の固定資産について定率法による減価償却を計上している。以上のようにたびたびなされた減価償却方法の変更が、減価償却費の大小にきわめて大きな影響をもたらすことが第17表から明らかになる。すなわち、有形固定資産の期末取得価額に対する当期償却額の割合は、定率法が採用された昭和三七年九月決算から四八年九月決算では半年で三パーセント台であったが、定額法が採用された昭和四九年三月から五三年三月決算では概ね二パーセント未満に低下している。さらにその後の一部機械装置については、定率法が採用された昭和五四年三月、五五年三月決算では年率で四パーセント以上に上昇している。東京電力では、恣意的な償却方法の変更によって、大幅な償却額の増減を実施してきた。

ところで、こうした償却方法の変更による償却費の増減を認識しながら、昭和三七年以降の償却の状況をさらに分析しよう。定率法が採用された昭和四八年九月決算以前にあっては取得価額に対する償却額の割合は、かなり大きく変動していることがわかる。まず、昭和三九年三月期から四〇年九月期にかけては三・五パーセント台から三・六パーセント台にも上昇しているが、これはすでに指摘した税法の機械装置の耐用年数の短縮を根拠に、東京電力が耐用年数を短縮したことによる。耐用年数の短縮によって、昭和三九年九月期三・二億円、四〇年三月期一四・三億円、四〇年九月期一三・三億円の償却増となった。さらに、東京電力では昭和四四年三月、九月、四五年三月期にそれぞれ一〇・八億円、一四・二億円、一四・〇億円の償却増を計上した。また昭和四三年九月期から四六年三月期にかけ



てはすでに指摘した租税特別措置法第四三条に基づく特別償却を多額に計上した。この六期間に一〇九億円もの特別償却を計上した。昭和三七年頃よりの定率法の採用、耐用年数の短縮、特別償却の実施、償却損の計上によって、東京電力の減価償却は大幅に進められた。すなわち、法人税法の償却範囲額、いかえると定率法による償却範囲額に対する償却不足累計額は、従来定額法によって償却計算が実施されていたため、昭和三七年九月決算時で三九一億円となっていたが、耐用年数の短縮、特別償却の実施によって減少し、昭和四五年九月決算で解消した。さらに取得価額に対する償却累計額の割合である償却累計率も、昭和三七年九月決算当時は一七・四パーセントであったものが急速に上昇し、昭和四八年九月決算時には四二・五パーセントにもなった。

ところで、昭和四九年三月決算からの定額法への変更によって、償却額が取得価額に占める割合は著しく低下したことはすでに指摘したが、これにともなって、償却累計率も低下してきている。さらに、一部機械装置の定率法の採用によって償却費の取得価額に対する割合は上昇したとはいえ、この時期に大幅な固定資産の増加が実現されたこともあって、償却累計率は三三・四パーセントと低下してきている。

以上のように、東京電力の減価償却の状況を検討してみると、そのときどきの収益性等の状況に応じて、償却方法の変更、耐用年数の短縮、さらには、すでに菅原教授が詳細に分析されたように様々な名目による償却増が実施された。とくに、東京電力では、昭和三七年から四七年にかけて、大幅な減価償却が実施された。

#### (四) 関西電力

関西電力の減価償却の状況を、まず第18表によってあとづける。第18表によると、関西電力では、昭和二六年の設立以降、電気事業固定資産が急速に増大してきている。すなわち、設立時の昭和二六年度には七七〇億、三五年には

第18表 減価償却の状況（関西電力）

（単位 100万円）

年 度	決 算 上 算 額 計 上 (A)	定額過不足額		定率過不足額		電 気 事 業 固 定 資 産 (B)	A/B (%)
26	1,846	△ 647	74	△2,762	40	86,938	2.12
27	3,349	375	126	△2,134	61	93,919	3.56
28	4,611	1,173	134	△1,423	76	106,847	4.31
29	6,341	1,940	144	△1,580	80	149,187	4.25
30	9,344	4,523	194	715	108	153,362	6.09
31	9,061	3,636	167	△ 566	94	170,374	5.32
32	9,607	3,513	158	△1,012	91	186,334	5.15
33	11,949	5,108	175	172	102	184,076	6.49
34	14,987	6,894	185	790	105	220,881	6.78
35	17,624	8,071	184	843	105	266,249	6.62
36	19,711	8,007	168	—	100	279,948	7.04
37	23,087	9,563	171	1,141	105	296,971	7.77
38	26,658	10,206	162	—	100	350,093	7.61
39	31,175	11,406	158	—	100	391,591	7.96
40	34,505	12,003	153	—	100	417,648	8.26
41	37,144	11,956	147	—	100	445,392	8.34
42	40,093	12,365	145	—	100	494,268	8.11
43	43,517	12,037	133	—	100	505,373	8.61
44	49,982	10,811	131	—	100	547,988	8.39
45	58,081	12,357	127	—	100	622,211	9.33

九電力企業と減価償却 (二)

注 第16表に同じ。

三、六二五億円、さらに四五年に一兆五〇億円にも増大した。こうした固定資産の増大のもとでの減価償却の計上の状況をみると、設立当初は、定額法を上回っていた。しかし、昭和三〇年度には定率法の範囲額を上回って計上され、昭和三三年からは、定率かもしくは定率以上の減価償却費が計上された。この関西電力の償却費の計上は、前述の東京電力と比較してみても、東京電力が定率法範囲額の償却を実施したのは昭和三七年度以降になってからであって、設立間もない昭和三〇年頃からの定率範囲額の償却は、この意味でも大幅なものであることがわかる。その結果、償却費の決算計上額が電気事業固定資産に対する割合も当初より

高い割合を示している。すなわち、昭和二六年の設立から一〇年後の昭和三五年までの間は、その値は四六パーセント台にも達し、さらに昭和三六年から四五年の間には七パーセントと九パーセント台にもなっている。

さらに、その後の減価償却の状況を第19表によって検討すると、引継いで大幅な減価償却費が計上されていたことが明らかになる。第19表によると、関西電力においても有形固定資産の取得価額が急速に増大してきている。昭和四〇年九月には五五一億円であった有形固定資産の取得価額は、一五年後の昭和五五年三月決算期には三兆一、一八五億円と約五七倍にも増大した。こうした莫大な設備投資が展開されるなかで、関西電力は定率法による大幅な減価償却費を計上していたことがわかる。すなわち、昭和四七年九月決算までは定率法を採用し、さらに後に指摘する耐用年数の短縮、特別償却の利用などによって三パーセント前後の期末取得価額に対する当期償却額を計上した。昭和四八年三月決算より、構築物および機械装置の一部について定額法に変更し、四八年九月決算からは有形固定資産について全面的に定額法による償却に変更した。このため、取得価額に対する償却額の割合は概ね二パーセント未満と低下した。また近年では収益性の回復にともない、発電設備の機械装置等について定率法を採用したため、昭和五四、五五年三月決算では、年率で、取得価額に対する償却額の割合は四パーセント以上にも上昇している。

減価償却方法の変更による償却額の拡大に加えて、特に昭和三七年から四七年にかけては、すでに菅原教授が指摘されたように、耐用年数の短縮、特別償却の利用などによって多額な償却増が実現された。昭和三九年九月期には耐用年数の短縮によって一五〇億円もの償却増となり、さらに昭和四一年九月、四二年三月にもそれぞれ二・四億円、二・五億円の償却増となった。さらに、昭和四三年三月期には汽力発電設備について償却修正額として四・七億円を計上した。また昭和四三年九月期から四七年九月期にわたって租税特別措置法による特別償却を合計で二三五億円も

推移（関西電力）

（単位 100万円）

決算期 昭和年	和月	未 取得 期 取 得 額	当 期 償 却 額	償 却 額 計	減 価 率 (%)	償 却 率 (%)	減 価 方 法	償 却 過 不 足 額 計
47	3	1,055,017	30,298(1,562)	465,085	2.87	44.0	〃	
	9	1,153,831	42,691(10,708)	505,510	3.70	43.8	〃	
48	3	1,200,102	28,855	531,454	2.40	44.2	一部定額法	
	9	1,315,571	25,705	554,712	1.95	42.1	定額法	
49	3	1,417,249	27,692	599,739	1.95	40.9	〃	
	9	1,548,926	29,369	604,941	1.89	39.0	〃	
50	3	1,677,184	31,983	635,962	1.90	37.9	〃	
	9	1,739,714	33,312	669,112	1.91	38.3	〃	
51	3	1,846,681	36,006	696,637	1.95	37.7	〃	
	9	1,888,497	36,931	727,645	1.95	38.5	〃	
52	3	2,034,815	65,367(25,392)	792,504	3.21	38.9	〃	
	9	2,181,098	58,646	848,391	2.68	38.9	〃	
53	3	2,280,612	45,667(659)	890,211	2.00	39.0	〃	
54	3	2,701,269	112,065(1,333)	1,017,190	4.14	37.6	定率法 一部定額法	
55	3	3,118,519	142,463	1,170,159	4.56	37.5	〃	

九電力企業と減価償却

一一二

計上した。特に昭和四七年九月期には特別償却を一〇七億円も計上して普通償却も含めて一期間に四二六億円の償却を実施した。このため、この期の取得価額に対する償却額は三・七〇パーセントにも達した。

以上のような多額な償却費の計上によつて、税法上の償却範囲額である定率法の範囲額に対する過不足累計額は、昭和三七年九月決算期には一・五億円であったものが、昭和四〇年三月期には一・一億円の超過となり、この額は次第に増加し四四年三月期には一〇億円も超過することになった。関西電力では、従来より定率償却を実施し、さらに様々な名目によつて償却増を実現したため、高蓄積の時期には税法の範囲額をも大幅にこえる償却費を計上した。こうした大幅な償却費の計上によつて、取

第19表 減 価 償 却 の

決算期 昭和年	和月	期末取得 価額	当 償 却 額	期 額	償 累 計 却 額	減 償 却 率 (%)	減 償 却 額 計 (%)	減 償 却 法	償 却 過 不 足 額 計
37	9	375,656	10,137		102,237	2.69	27.2	定率法	△1,574
38	3	394,223	12,604		114,178	3.19	29.0	〃	△1,568
	9	417,436	12,202		125,239	2.92	30.0	〃	△ 381
39	3	467,590	14,002		137,920	2.99	29.5	〃	△ 304
	9	479,741	14,654		149,666	3.05	31.2	〃	△ 150
40	3	524,079	16,001		164,490	3.05	31.3	〃	118
	9	551,757	17,112		182,260	3.10	32.7	〃	124
41	3	557,278	17,279		198,394	2.99	34.4	〃	242
	9	603,227	17,961		213,980	2.97	35.4	〃	356
42	3	634,341	18,808		231,003	2.96	36.4	〃	685
	9	654,500	18,816		248,312	2.87	37.9	〃	818
43	3	715,109	21,966		268,902	3.07	37.6	〃	859
	9	741,556	21,514(222)		289,375	2.90	39.0	〃	1,097
44	3	760,336	21,192(109)		309,330	2.78	40.6	〃	1,104
	9	807,384	22,634(762)		330,767	2.80	40.9	〃	1,157
45	3	840,173	23,789(865)		352,543	2.83	41.9	〃	
	9	901,755	32,427(6,969)		377,293	3.59	41.8	〃	
46	3	967,374	27,387(613)		410,403	2.83	42.4	〃	
	9	1,017,391	29,280(1,724)		437,057	2.87	42.9	〃	

注 第17表に同じ。

得価額に対する償却累計額の割合である減価償却累計率は、莫大な固定資産の増大にもかかわらず高い水準を維持した。昭和三七年九月期においてもすでに償却累計率は二七・二パーセントであつたものが、昭和四四年三月期には四〇パーセントを超え昭和四八年三月期には四四・二パーセントにも達した。その後、定額法への変更によって若干償却累計率が低下したものの昭和五二年三月決算では二五三・九億円、昭和五三年三月六・五億円、昭和五四年三月一三・三億円の租税特別措置法の特別償却の利用によって、多額な償却費を計上し、昭和五五年三月決算で、三七・五パーセントにもなっている。

関西電力では、設立間もない時期より、定率範囲額の減価償却を実施し、さらに特

第20表 減価償却の状況（中部電力）

（単位 100万円）

年 度 和 昭	決 算 上 額 (A)	定額過不足額		定率過不足額		電 気 事 業 固 定 資 産 (B)	A/B (%)
26	1,007	△ 59	94	△ 890	53	36,238	2.77
27	1,221	1	100	△ 1,212	50	41,559	2.93
28	1,598	89	106	△ 1,150	58	55,549	2.87
29	2,616	429	120	△ 1,493	64	83,993	3.11
30	4,390	1,584	156	△ 853	84	102,890	4.27
31	4,360	806	123	△ 1,826	71	110,389	3.95
32	4,950	1,029	126	△ 2,214	69	127,692	3.87
33	5,190	613	113	△ 3,186	62	147,903	3.50
34	6,340	1,011	119	△ 3,435	65	160,470	3.95
35	11,510	5,230	183	219	101	181,571	6.34
36	12,052	4,417	158	△ 1,785	87	204,547	5.89
37	14,210	5,169	157	△ 1,748	89	237,183	5.99
38	11,423	2	100	△ 8,277	58	295,078	3.87
39	15,718	—	100	△ 11,194	58	329,580	4.77
40	17,322	—	100	△ 10,611	62	357,832	4.84
41	24,795	5,099	126	△ 5,811	81	379,990	6.52
42	33,428	10,113	143	△ 492	99	385,219	8.67
43	34,633	11,612	150	—	100	378,206	9.15
44	35,077	10,433	142	—	100	402,242	8.72
45	39,098	10,756	138	—	100	455,288	8.58

九電力企業と減価償却(二)

注 第16表と同じ。

別償却を積極的に利用して、極めて高い割合の減価償却を実施してきた。こうした高水準の償却の実施状況は、すでに指摘した東京電力、および次に指摘する中部電力と比較しても、相対的に高いものである。

#### イ) 中部電力

中部電力の減価償却の状況について検討しよう。第20表によって設立後二〇年間の減価償却の状況をみる。中部電力では、東京電力、関西電力と同様に電気事業固定資産が急速に増大してきた。昭和二六年の設立時には、電気事業固定資産は三六二億円であったが、一〇年後の昭和三五年には一、八一五億円、さらに二〇年後の四五五年には四、五五二億円にも増大した。こう

した状況のなかで、中部電力の社史によると「定額法による計算額を最低限度とし、収支に余裕のある範囲において定率法による償却<sup>(46)</sup>」を実施してきた。第20表によると、社史の指摘するように定額以上で定率以内の償却を、そのときどきの状況に応じて適宜に計上してきた状況がわかる。昭和二六年から二八年にかけては定額法範囲の償却を実施し、償却額の電気事業固定資産に占める割合は二パーセント未満であったが、昭和二九年から三六年にかけては定額法と定率法の償却範囲額の中間的な償却を実施して、固定資産の三パーセントと六パーセントの償却率となった。その後、一時、定額法範囲額の償却を実施して固定資産に対する償却率が低下したが、昭和四二年からは定率法範囲額の減価償却を実施して、固定資産額に対して九パーセント前後もの減価償却費を計上した。

さらに、第21表によって、昭和三七年以降の減価償却の状況を分析しよう。第21表によると、それ以前の状況にも増して、固定資産が急速に増大してきている。昭和四〇年九月期には有形固定資産の取得価額は四一四億円であったが、一五年後の昭和五五年九月決算期には二兆一、〇一二億円と約五一倍にも増大してきた。こうした固定資産の拡大のなかで、定率法および定額法による適宜な減価償却が展開されてきた。中部電力では、昭和四二年三月期に構築物および機械装置に定率法が採用されるまでは、定額法または定額法と定率法の中間的な減価償却が実施されていた。そして、この時期には当期償却額が期末取得価額に占める割合は二パーセント前後の値であった。ところが、昭和四二年に一部の固定資産に定率法が採用されたのに続いて、昭和四三年三月より有形固定資産の償却方法を定率法とし、昭和四八年九月決算まで続いた。また、この定率法採用の期間は後に指摘するように特別償却等が多額に計上されたこともあって、取得価額に対する償却費の割合は高い水準を維持して、三パーセント前後さらには昭和四四年三月期のように三・六パーセントにもなった。

推移（中部電力）

（単位 100万円）

決算期 昭和年	期 取得額	未 償却額	当期 償却額	償 累計額	減 価率 (%)	減 価率 (%)	減 価率 (%)	減 価方法	償 過 累計額	却 不足 額
47	3	789,114	25,524(3,026)	312,474	3.23	39.6	〃			
	9	871,543	25,650	339,559	2.94	39.0	〃			
48	3	915,678	27,813(823)	364,439	3.03	39.8	〃			
	9	960,145	27,380	389,231	2.85	40.5	〃			
49	3	1,012,335	18,198	405,293	1.79	40.0	定額法			
	9	1,070,481	20,817	424,093	1.94	39.6	〃			
50	3	1,123,976	22,181	443,214	1.97	39.4	〃			
	9	1,196,869	23,524	464,287	1.96	38.8	〃			
51	3	1,287,056	24,524	488,756	1.90	38.0	〃			
	9	1,400,398	27,879	514,782	1.99	36.8	〃			
52	3	1,436,748	46,664(17,887)	556,794	3.24	38.8	〃			
	9	1,492,807	30,115	587,043	2.01	39.3	〃			
53	3	1,631,189	31,734(1,278)	618,821	1.94	37.9	〃			
54	3	1,902,487	110,623(19,810)	731,536	5.81	38.5	一部定率法			
55	3	2,101,204	96,289	817,566	4.57	38.9	〃			

九電力企業と減価償却 (一)

一一六

その後、東京電力、関西電力と同様に石油危機以後の不況にあって減価償却方法を定額法に変更したため、一部の決算期を除いて取得価額に対する償却費の割合は二パーセント未満にも縮小した。また近年では収益性が回復するにともなって、昭和四四年三月決算より機械装置について定率法を採用したため、年率で昭和四四年五・八パーセント、五五年四・五パーセントの償却額となった。

すでに検討してきた東京電力、関西電力と同様に中部電力においても減価償却方法の変更による減価償却費の拡大だけでなく、耐用年数の短縮、特別償却の利用、償却費の拡大が重要な役割をはたしてきた。たとえば、昭和三九年九月期には税法の耐用年数の短縮を根拠にして、八・五億円も



第21表 減 価 償 却 の

九電力企業と減価償却(二)

決算期 昭和年	期 取	末 得価額	当 期	却 額	償 累	計 額	減 価	償 却	却 率	減 価	償 却	却 率	減 価	償 却	却 率	償 過	却 不	足 額	
昭和年	期	末	当	却	償	計	減	償	却	減	償	却	減	償	却	償	過	却	足
年	月	額	期	額	累	額	價	率	(%)	累	計	率	價	方	法	過	不	額	
37	9	281,843	6,826	56,743	2.42	20.1	届出 但し	定率法 中間								△11,991			
38	3	297,481	7,528	63,939	2.53	21.5	〃	〃								△12,316			
	9	327,848	5,388	68,853	1.64	21.0	〃	〃								△14,958			
39	3	361,141	5,937	73,817	1.64	20.4	〃	定額法								—			
	9	393,928	7,672	80,183	1.94	20.4	〃	〃								△22,694			
40	3	404,452	8,193	87,967	2.02	21.7	〃	〃								△26,378			
	9	414,654	8,331	95,872	2.00	23.1	〃	〃								△30,572			
41	3	441,891	8,751	103,747	1.97	23.5	〃	〃								△35,411			
	9	461,364	9,364	112,618	2.02	24.4	〃	〃								△39,079			
42	3	484,141	15,122	127,259	3.12	26.3	〃	一部定率法								△38,064			
	9	493,976	16,219(142)	142,972	3.28	28.9	〃	〃								△31,136			
43	3	521,959	18,866(1,814)	161,116	3.61	30.9	〃	定率法								△16,693			
	9	532,650	19,031(136)	179,222	3.57	33.6	〃	〃								△ 8,152			
44	3	550,604	20,097(108)	198,184	3.64	36.0	〃	〃								△ 4,973			
	9	581,008	20,735(196)	217,923	3.56	37.5	〃	〃								△ 868			
45	3	607,662	18,381(206)	234,419	3.02	38.6	〃	〃											
	9	651,751	18,984(768)	251,642	2.91	38.6	〃	〃											
46	3	688,030	19,660(692)	265,503	2.85	39.2	〃	〃											
	9	748,062	21,542(844)	289,661	2.87	38.7	〃	〃											

注 第17表に同じ。

の償却費の増加を実現したし、その後も耐用年数の短縮によって、昭和四一年九月期、一・三億円、四二年三月期三・六億円と償却費を拡大した。さらに多額な減価償却費が計上された昭和四三年から四八年頃にかけては、租税特別措置法の特別償却、割増償却が大幅に利用された。昭和四二年九月期から四八年三月期までの一二期の間に八七・五億円もの特別償却(割増償却を含む)が計上された。さらに昭和四二年九月、四三年三月、四四年三月には、それぞれ八・三億円、一・九億円、二九・〇億円の償却損が計上され、また四四年九月、四五年三月期には、三六・七億円、七・五億円の臨時償却が実施された。なおこのため、昭和四三、四四年には取得価額に対する償却額は三・六パーセント前後にもなっ

た。

以上のような様々な名目による償却費の計上によって法人税法上の償却範囲額である定率法にもとづく減価償却範囲額に対する不足累計額は、定率法採用の時期頃より急速に減少し、昭和四五年三月期には解消してしまった。さらに、取得価額に対する償却累計率の割合である減価償却累計率をみると、昭和三七年九月期には二〇・一パーセントであったが、昭和四二年頃より急速に上昇し始め昭和四八年には四〇パーセントにも達した。中部電力ではきわめて短期間に償却累計率を上昇させたことがわかる。

また、定額法の採用の時期には、若干償却累計率が低下したとはいえ、三八パーセント前後となっており、高い水準を維持している。なお、この時期にあっても昭和五二年三月、五三年三月、五四年三月には、それぞれ一七八・八億円、一二・七億円、一九八・一億円もの特別償却を計上した。

中部電力の減価償却の状況を検討してみると、前述の東京電力、関西電力に比較して、定率法の採用の期間は短かいものであったとはいえ、特別償却、償却損、臨時償却などの計上によって減価償却を高水準に維持してきたことが明らかになる。

### (3) 九電力の実質利益率

電力企業においては、減価償却方法の変更、耐用年数の短縮、特別償却の利用などによって減価償却が政策的、弾力的に計上されていた。とくに、昭和三七年頃より昭和四七年頃までの時期には、多額な減価償却を計上していた。

以上のような減価償却の意義を分析するために、減価償却の状況を、利益の費用化、さらには公表利益率と実質的な利益率の推計の分析のなかで位置づけておこう。その場合、減価償却による利益の費用化の問題に加えて、引当

第22表 九電力の減価償却実施状況

(単位:100万円,カッコ内%)

年度昭和	決算計上額	定額過不足額	定率過不足額
26	7,545	△ 1,352(85)	△ 10,083(43)
27	12,910	1,191(110)	△ 9,831(57)
28	18,533	4,623(133)	△ 7,511(71)
29	26,032	6,634(134)	△ 9,795(73)
30	33,838	11,076(149)	△ 8,959(79)
31	36,144	9,162(134)	△ 13,258(73)
32	37,147	6,853(123)	△ 18,094(67)
33	45,619	9,662(127)	△ 20,011(69)
34	54,754	11,699(127)	△ 24,281(69)
35	69,425	18,313(136)	△ 23,349(75)
36	87,565	24,897(139)	△ 22,749(79)
37	115,091	41,967(157)	△ 10,058(92)
38	129,168	41,799(148)	△ 16,727(88)
39	158,069	49,260(146)	△ 20,120(89)
40	166,297	47,993(141)	△ 18,565(90)
41	188,078	56,425(144)	△ 11,420(94)
42	210,478	63,988(144)	△ 4,068(98)
43	227,122	68,097(143)	△ 2,238(99)
44	242,454	65,883(137)	△ 1,627(99)
45	279,334	69,576(133)	△ 212(100)
46	305,398	75,913(133)	△ 255(100)
47	340,554	81,004(131)	△ 3,507(99)
48	296,321	35,254(114)	△ 60,542(83)
49	292,941	— (100)	△ 128,647(69)
50	333,533	— (100)	△ 160,393(68)
51	451,732	— (100)	△ 181,831(71)
52	491,745	— (100)	△ 214,643(70)
53	598,514	54,138(110)	△ 198,975(75)

注 『電力百年史,前編』政経社,902ページ。

金、準備金による利益の費用化が重要な内容となっている。したがって、引当金、準備金の計上による利益の費用化の問題も含めて検討しなければならない。

まず減価償却の実施状況と、減価償却の計上による利益の費用化の問題について検討しよう。第22表は、九電力企業全体にわたる減価償却の状況を示した。この表では決算計上額と、その計上額が定額法による償却範囲額、および

定率法による償却範囲額に対する過不足額を示している。さらに、決算計上額の定額範囲額および定率範囲額に対する割合を示した。定額範囲額および定率範囲額と決算計上額との関連については、すでに東京電力、関西電力、中部電力について分析したが、ここでは九電力全体について、設立当時の昭和二六年度から五三年度にわたって一括して示した。この表によると、九電力では昭和二六年度から三六年度頃にかけては定額範囲額と定率範囲額の間隔的な減価償却を実施していた。ところが昭和三七年頃より、ほぼ定率範囲額の減価償却を実施するようになり、昭和四二年度からは定率範囲額の償却を実施している。この定率法範囲額の減価償却の実態については、すでに菅原教授によって分析されており、本稿でも指摘したところである。

昭和四九年度からは、減価償却の方法を定額法に変更し、定額範囲額の一〇〇パーセントの償却を実施している。また近年では昭和五三年度にみられるように定額範囲額以上の減価償却費が計上されるに至っている。

電力企業では、そのときどきの状況に応じて減価償却が適宜に弾力的に計上されている。しかし電力事業は基幹的なエネルギー産業であり長期間にわたる安定的な電力を供給するという見地から、減価償却計算は継続的な定額法による計算がなされるべきであると考ええる。このことは、すでに「減価償却の規定」について検討するなかで明らかにしたように、電気事業会計規則、さらに電気料金算定基準においても定額法による償却が原則とされていた主旨にもそのものでもある。したがって、ここでは定額法による減価償却費を電力企業の本来の減価償却費と考えることとする。もっともこの定額法による償却計算においても、すでに指摘してきたような政策的な耐用年数の短縮などによって減価償却額が増大されているというような問題がある。しかし、資料および技術的な制約があるため全電力企業の実質的な利益額を概算するために、以上のような前提に立って議論を進めることにする。電力企業の実質的な減価償

却額を定額法によって算出された額と仮定すると、第22表の定額超過額は、実質的には、減価償却による利益の費用化部分と考えることができる。

減価償却の水増による利益の費用化に加えて、電力企業ではすでに指摘したように、各種の引当金、準備金による利益の費用化が行われていることをのみがしてはならない。電力企業の引当金、準備金の状況を第23表に示す。第23表によると電力企業では、すでに「減価償却の規定」で指摘したように、濁水準備引当金、退職給与引当金、貸倒引当金、海外投資損失準備引当金、原子力発電工事償却準備引当金、価格変動準備引当金、公害防止準備引当金などの引当金の設定が多額に達している。なかでも濁水準備引当金、退職給与引当金の設定が重要な地位を占めている。濁水準備引当金は、特に昭和三〇年代において重要な役割をはたしていた。昭和三三年、三四年にはその残高は四〇〇億円以上にも達し全体の六〇パーセント以上をも占めていた。昭和四〇年代に入り、濁水準備引当金の額が相対的に縮小するのに対応して退職給与引当金が増大してきている。昭和五三年には、退職給与引当金の残高は四、九六四億円にもなり、全体の八三パーセントをも占めている。しかも今日では、各種の引当金が利用され、これらの引当金が全体として必要に応じてバランスをとって設定されている状況が明らかになる。

ところで、これらの引当金の大部分は、その目的のために使用される額を除いて、利益の費用化部分であると考えなければならない。すなわち、期末残高の純増加額は、目的使用額を控除した額であり水増された費用であると考えられる。

以上の視点に立って九電力企業の引当金の期末残高の純増加額を、第23表によってみると引当金による利益の費用化された額を把握することができる。引当金のはたしている役割を明らかにするため、前述の減価償却による利益の

力の引当金残高

(単位 100万円)

海外投資 損失準備 引当金	原子力 発電 引当金	工 業 備 用 金	価 格 変 動 引 当 金	公 害 防 止 引 当 金	合 計	純 増 加 額
					2,488	518
					7,998	5,510
					15,699	7,701
					20,703	5,004
					31,533	10,830
					41,779	10,246
					51,005	9,226
			517		64,666	13,661
			509		69,892	5,226
					59,870	△10,022
			396		71,267	11,397
			357		69,736	△ 1,531
			192		84,524	14,788
			295		98,119	13,595
			458		122,164	24,045
			436		149,766	27,602
			439		162,479	12,713
205			409		182,739	20,260
392	8,708		367		216,381	33,642
870	14,323		332		259,246	42,865
2,197	34,882		353		321,820	62,574
2,997	47,998			3,629	381,218	59,398
2,422	5,073			3,571	350,734	△30,484
285				1,675	412,669	61,935
				763	469,622	56,953
191	26,071			3,491	538,512	68,890
521	61,457		5,758	9,292	574,117	35,605
2,832	74,157		4,823	12,780	597,125	23,008

九電力企業と減価償却(二)

『電気事業便覧』(通産省公益事業局, 電気事業連合会)より作表。

第23表 九 電

年度昭和	貸倒引当金	湯水準備金 引当	退職給与 引当金
26		441	2,047
27	6	5,273	2,719
28	10	11,426	4,263
29	95	14,307	6,301
30	84	20,415	11,034
31	166	27,190	14,423
32	258	32,856	17,891
33	230	42,265	21,654
34	393	42,642	26,348
35	473	29,087	30,310
36	376	32,961	37,534
37	541	17,275	51,563
38	604	10,747	72,981
39	729	7,348	89,747
40	773	9,544	111,389
41	807	14,689	133,837
42	836	8,502	152,702
43	1,005	5,713	175,407
44	1,171	3,479	202,264
45	1,270	3,247	239,204
46	1,336	9,134	273,918
47	1,508	15,736	309,350
48	1,744	4,912	333,012
49	2,981	12,614	395,014
50	4,516	28,047	436,296
51	4,899	48,448	455,412
52	5,345	15,379	475,365
53	5,513	589	496,431

注 『電気事業10年の統計』 『電気事業20年の統計』

費用化との関連でさらに分析しよう。

第24表は、すでに指摘した減価償却による利益の費用化額すなわち本稿では九電力企業の計上した減価償却額のうち定額法による償却範囲額をこえる額と、引当金による利益の費用化額すなわち、様々な名目によって引当てられる引当金のうち目的使用額を超える額を、当期利益との対比で示した。さらに、実質的な資本利益率、売上高利益率を公表の資本利益率、売上高利益率との関連で示している。

まず、第24表によると、減価償却による利益の費用化は、すでに指摘したように、特に昭和三五年頃より昭和四七

実質利益率

(単位 100万円)

使用総資本 (D)	売上高 (E)	公表利益率 C/D (%)	実質利益率 A+B+C D (%)	公表売上高 利益率 C/E (%)	実質売上高 利益率 A+B+C E (%)	回転率 E/D (%)
401,991	124,895	△ 0.78	△ 0.98	△ 2.51	△ 3.16	0.310
523,815	176,720	0.53	1.81	1.57	5.37	0.337
636,376	201,154	0.83	2.77	2.62	8.76	0.316
854,408	213,742	0.77	2.13	3.08	8.52	0.250
937,790	248,717	0.89	3.23	3.35	12.18	0.265
1,046,196	277,327	0.87	2.73	3.28	10.30	0.265
1,224,665	318,941	0.89	2.20	3.42	8.46	0.260
1,418,505	343,107	1.08	2.72	4.48	11.28	0.241
1,608,138	396,616	1.09	2.14	4.43	8.69	0.246
1,852,472	485,431	1.18	1.62	4.50	6.18	0.262
2,075,391	574,920	1.39	3.14	5.01	11.33	0.277
2,351,989	663,091	1.65	3.37	5.85	11.95	0.282
2,527,814	738,998	1.86	4.10	6.36	14.04	0.292
2,636,094	836,909	1.94	4.33	6.11	13.65	0.317
2,826,469	927,692	1.91	4.46	5.82	13.59	0.328
3,002,245	1,047,255	2.00	4.80	5.74	13.79	0.348
3,138,814	1,202,622	2.05	4.50	5.35	11.74	0.383
3,395,525	1,335,056	2.13	4.73	5.41	12.03	0.393
3,763,372	1,519,651	2.14	4.79	5.31	11.88	0.403
4,265,517	1,708,858	2.17	4.80	5.42	12.00	0.400
4,968,855	1,852,392	1.95	4.73	5.24	12.71	0.372
5,791,216	2,060,921	1.64	4.06	4.61	11.43	0.355
6,772,310	2,345,815	0.80	0.87	2.31	2.51	0.346
8,150,642	3,657,501	1.19	1.95	2.65	4.35	0.448
9,274,181	4,195,511	1.39	2.00	3.07	4.42	0.452
10,775,998	5,125,259	1.61	2.25	3.38	4.73	0.475
12,264,333	5,835,874	2.23	2.52	4.69	5.30	0.475
14,656,076	5,997,402	1.87	2.40	4.57	5.86	0.409

九電力企業と減価償却(二)

の引当金の純増加額の値である。



第24表 九 電 力 の

年度昭和	減価償却 (A)	引当金 (B)	当期利益 (C)	A/C (%)	B/C (%)	実質利益 (A+B+C)
26	△ 1,352	518	△ 3,142	△0.43	△0.16	△ 3,976
27	1,191	5,510	2,802	0.42	1.83	9,503
28	4,623	7,701	5,320	0.86	1.44	17,644
29	6,634	5,004	6,601	1.00	0.75	18,239
30	11,076	10,830	8,405	1.31	1.28	30,311
31	9,162	10,246	9,189	0.99	1.11	28,597
32	6,853	9,226	10,908	0.62	0.84	26,987
33	9,662	13,661	15,392	0.62	0.88	38,715
34	11,699	5,226	17,643	0.66	0.29	34,568
35	18,313	△10,022	21,865	0.83	△0.45	30,156
36	24,897	11,397	28,866	0.86	0.39	65,160
37	41,967	△ 1,531	38,847	1.08	△0.03	79,283
38	41,799	14,788	47,254	0.88	0.31	103,841
39	49,260	13,595	51,359	0.95	0.26	114,214
40	47,993	24,045	54,164	0.88	0.44	126,204
41	56,425	27,602	60,268	0.93	0.45	144,295
42	63,988	12,713	64,563	0.99	0.19	141,301
43	68,097	20,260	72,477	0.93	0.27	160,834
44	65,883	33,642	80,764	0.81	0.41	180,289
45	69,576	42,865	92,725	0.75	0.46	205,166
46	75,913	62,574	96,938	0.78	0.64	235,425
47	81,004	59,398	94,973	0.85	0.62	235,375
48	35,254	△30,484	54,253	0.64	0.56	59,023
49	0	61,935	97,211	0	0.63	159,146
50	0	56,953	129,235	0	0.44	186,118
51	0	68,890	173,814	0	0.39	242,676
52	0	35,605	273,404	0	0.13	309,009
53	54,138	23,008	274,777	0.19	0.08	351,923

注 (1) 「減価償却」は第22表の定額超過額の値であり、「引当金」は第23表

(2) 作表資料は、第22表、第23表に同じ。

年にかけて、多額に計上された。すなわち、この期間には、当期利益額にほぼ匹敵する額が減価償却によって費用化された。また、一方、引当金による利益の費用化の状況をみると、特に昭和二七年から昭和三年にかけて多額に計上され、当期利益額を上回るほどの額となっている。さらに減価償却が多額に計上された期間にもかなり高い割合で計上された。また減価償却の計上が縮小し始めた時期に引当金による費用の水増が多額になってきていることもみのがしてはならない。すなわち、引当金による利益の費用化は、昭和四五年頃より四九年頃に多額に計上され、その後もかなり高水準で計上されてきている。

以上のように減価償却、引当金による利益の費用化の状況を検討してみると、減価償却による利益の費用化と、引当金による利益の費用化が、相互に補完し合いながら公表の当期利益を縮小してきた状況が明らかになる。九電力企業の実質的な当期利益額は第24表の公表の値よりかなり高い水準のものであったことがわかる。

ところで、九電力企業の公表の当期利益にもとづく公表の資本利益率の推移をみると、第25表に示した電力企業の料金改訂の動向と密接な関連をもっていることがわかる。すなわち、昭和二六年度から三二年度頃までの公表の資本利益率は一パーセント未満となっており、九電力企業では、これを背景にして、昭和二六年八月、昭和二七年五月、昭和二九年一〇月の電気供給規程の改正によって、全国平均でそれぞれ三〇・一パーセント、二八・〇パーセント、一・二パーセントというきわめて、大幅で再三にわたる料金の値上げを実現してきた。さらに、こうした料金値上げにもかかわらず、その後の莫大な設備投資のため、資本回転率は〇・六程度という低水準にとどまり、資本利益率は一パーセントあまりとなっている。これを根拠に昭和三六年から四一年にかけて、相次ぐ料金値上げを実現した。その結果、昭和四〇年代には、売上高利益率の上昇、さらには資本回転率の上昇も相もたって資本利益率は、公表

第25表 九電力の料金値上げの推移

昭和年月	料金値上げの内容
26. 5	9電力会社発足
26. 8	9電力、電気供給規程改訂実施（全国平均料金値上げ率30.1%）
27. 5	9電力、電気供給規程改訂実施（全国平均値上げ率28.0%）
29. 10	9電力、電気供給規程改訂実施（全国平均料金値上げ率11.2%）
32. 7	東北、北陸両電力料金改訂実施（それぞれ17.8%、18.1%値上げ）
36. 3	九州電力、電気料金改訂実施（10.5%値上げ）
36. 8	東京電力、電気料金改訂（平均値上げ率13.7%）
37. 12	東北電力、料金改訂実施（平均値上げ率12.6%）
40. 4	中部電力、料金改訂実施（平均値上げ率7.89%）
41. 8	北陸電力、料金改訂実施（平均値上げ率6.38%）
41. 10	中国電力、電気料金を平均3.91%値上げ
48. 9	関西電力、四国電力料金改訂実施（平均値上げ率それぞれ 22.23%、17.75%）
49. 6	9電力会社一斉に電気料金改訂（9社平均電燈28.59%、電力73.95%合計56.82%）
51. 6	北海道、東北、北陸、九州四電力会社、料金改訂実施（値上げ率それぞれ平均30.33%、28.47%、26.06%、26.45%、但し昭和52年3月末まで暫定料金適用）
51. 8	関西電力料金改訂実施（平均値上げ率22.22%、暫定料金は見送り）
51. 8	東京、中部、中国、四国電力各社料金改訂実施（平均値上げ率それぞれ21.01%、22.47%、22.19%、22.81%、暫定料金は見送り）
55. 2	北海道電力、沖なわ電力の電気料金改訂認可（値上げ率＝電燈・電力合計＝北海道34.23%、沖なわ42.40%実施日は共に2月12日）
55. 3	8電力会社の電気料金改訂認可（値上げ率＝電燈・電力合計＝東北58.33%、東京52.33%、中部49.07%、北陸47.99%、関西43.36%、中国67.25%、四国46.68%、九州46.49%で実施日はそれぞれ4月1日）

注 『電力百年史、前編』政経社より作表。

においても二パーセント以上にも上昇している。さらに、昭和四八年度以降は、石油危機による不況を背景として資本利益率は一パーセント前後にも低下し、昭和四八年九月には関西電力、四国電力が平均二・二三パーセント、一七・七五パーセントの値上げを実施した。昭和四九年六月には九電力企業が一斉に全体で五六・八二パーセントもの値上げを強行した。さらに、五一年には、九電力会社が、時期をずらしてそれぞれ二〇〜三〇パーセントあまりの料金値上げを実現した。また、昭和五五年にも九電力がそれぞれ三〇パーセントと六〇パーセントもの値上げを行っている。以上のような料金値上げの動向は、第24表および第25表から明らかのように、公表の資本利益率の動向と密接な関連をもって展開されている。すなわち、公表の資本利益率の算出が、料金の値上げの重要な根拠となってきたことを指摘することができる。

しかしながら、すでに検討してきた利益の費用化をふりもととして実質的な資本利益率、売上高利益率を算出すると、九電力企業は、きわめて安定した収益性を確保してきたことが明らかになる。すなわち、第24表および第25表によると実質資本利益率は、きわめて大幅な値上げが実現された昭和二八年から三四年当時においてさえ二〜三パーセントにもなっており、決して低い水準ではない。さらに、昭和三六年から四一年にかけての値上げの時期については、三〜四パーセントもの資本利益率を実現していたのである。その後の昭和四〇年代には五パーセントちかい資本利益率を継続して実現した。また石油危機以降の状況についてみると、公表では一パーセント前後の資本利益率となっているが、実質的には二パーセント前後、とくに昭和五二年、五三年には二・五パーセント前後にもなっており、四九年、五一年、五五年のたびかさなる料金値上げによって電力企業が高収益を実現していることが明らかになる。

以上のように検討してみると、減価償却、引当金の水増が公表利益および公表利益率を低水準に維持し、料金値上

げの重要な根拠となってきたりしている状況が明らかになる。また、こうした値上げ等による高収益性のもとで電力企業が、高水準の蓄積を実現してきていることが明らかになる。したがって、さらに、電力企業の高蓄積の状況を減価償却との関連で設備投資と資金の源泉について、さらに電気料金と減価償却との関連について、より詳細に分析しなければならぬ。

(42) 『電気事業の現状』(昭和四〇年版、通産省資源エネルギー庁公益事業部)九九ページ。

(43) 菅原秀人「電力会社の会計(二)」『会計』第一〇六巻三号、三九ページ。

(44) 菅原、前掲論文、四三〜四四ページ。

(45) 菅原教授は、すでに指摘した減価償却増の分析につづいて引当金・準備金の分析を展開され、「昭和三七年九月期以降四七年九月期までの期間における減価償却増および引当金・準備金増の合計額と同期間における『未処分利益剰余金当期増加高』の総額と比較してみると、九電力の平均では未処分利益剰余金増の約半に相当する金額が減価償却増および引当金・準備金増となっている」ことを明らかにされ、「電力会社における未処分利益剰余金の平準化が低位平準化である」ことを指摘されている(「電力会社の会計(六)」『会計』第一〇七巻二号、一〇二ページ)。

(46) 『中部電力10年史』編集委員会、二八六ページ、および『中部電力20年史』編集委員会、一九三ページ。

(未完)

(付記) 本稿は文部省科学研究費〔総合研究A〕補助金に基づく研究報告の一部である。